

## 7 解約と解約に伴う返還金

見舞契約を解約される場合は、代理店または協会までご連絡ください。災害見舞約款の規定に従い、掛金を返還する場合がありますが、払い込まれた掛金の額より少ない金額になりますので、ご契約はぜひ継続することをご検討ください。詳しくは代理店または協会までお問い合わせください。

## 8 災害等に遭われた場合

災害等に遭われた場合は、遅滞なく代理店または協会までご連絡ください。修理後のご連絡は損害の程度が分からなくなる恐れがあり、見舞金のお支払いの対象にならない場合があります。

なお、具体的な手続き方法等については、改めてご説明させていただきますのでご安心ください。

## 9 他の保険契約等がある場合の見舞金の支払

他社の保険契約等（家屋または家財について締結された保険契約または共済契約）がある場合において協会が支払う見舞金は、それぞれの保険契約等につき他社の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額がその家屋・家財の損害の額を超えるときは、次に定める額を見舞金の額とします。

- (1) 他社の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この見舞契約の支払責任額とします。
- (2) 他社の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
損害の額から、他社の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額とします。  
ただし、この見舞契約の支払責任額を限度とします。

## 10 協会の「災害見舞事業」の経営が破綻した場合

- (1) 協会の災害見舞事業は、損害保険契約者保護機構の補償の対象外です。
- (2) 協会は見舞契約の継続時において、業務または財産の状況に照らして災害見舞事業の継続が困難になると判断される場合は、災害見舞約款で定めている見舞金支払条件等にかかわらず、継続時に掛金額の増額若しくは加入口数の減口をし、または見舞契約の継続をしないことがあります。この場合、契約者には、その旨の案内をするとともに、契約者の同意を得ることとします。  
(なお、見舞期間の中途における掛金額の増額または加入口数の減口は行いません。)

## 11 保険料控除の対象外

災害見舞事業は地震保険料控除の対象外です。